

国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子

国体委員会は、2003年に「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした「国体改革2003」をまとめ、国体改革に着手した。これまでの間、夏・秋季大会一本化、ドーピング・コントロール検査の導入、中学3年生の出場制限緩和などを先行実施した。

一方で「同改革」が公約した「5年後の見直し」について「国体の今後のあり方プロジェクト」を編成し、現時点で想定される課題を含め検討を重ねてきた。

検討の基本的な姿勢として、「同改革」が打ち出した「国内最大・最高の総合競技大会」、「都道府県対抗方式」、「毎年開催」を前提に討議を重ねた。具体的には、国民体育大会を取り巻く諸情勢が依然として厳しいなかで、開催地におけるスポーツを中核とした地域コミュニティのさらなる活性化、国民各層のスポーツへの関心を一層高める施策の展開など、国体の認知度と改革へ向けたムーブメントの高揚を図り、国体の再構築を推進するための検討を行った。更に「実施競技の区分」、「正式競技の実施形態（毎年・隔年開催）」、「女子種別の拡充」などを軸として、今後の国体の改革、改善の方向性について、取りまとめたのでここに提言する。

1. 大会の目的、性格

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

2. 大会規模

(1) 大会規模の見直し

- ・ 国体改革2003で示されている「大会規模の適正化」を考慮しつつ、各競技の特性を踏まえるとともに、競技会の充実・活性化の観点から、各競技会の規模について改めて見直しを行う。

(2) チーム競技及び団体競技の出場数

- ・ チーム競技及び団体競技の各種別出場数については、会期と種目特性を考慮し、適正な出場数とするよう調整する。

(3) 少年種別の充実

- ・ 国際的に通用する競技力向上の一翼を担うためジュニア層の強化を図る。

(4) 女子種別等の新採用

- ・ 国際的な動向及び国内での普及状況などを踏まえて採用を推進する。

(5) 実施競技

- ・ 国体実施競技は、「正式競技」、「公開競技」、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事 [A]」、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事 [B]」に分類する。
- ・ 「正式競技」、「公開競技」、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事 [A]」は日体協加盟競技団体を対象とする。
- ・ 「男女総合成績（天皇杯）」及び「女子総合成績（皇后杯）」は、「正式競技」を対象とする。
- ・ 実施時期について、「正式競技」及び「公開競技」は原則として大会会期内に実施することとし、「デモンストレーションとしてのスポーツ行事 [A]」及び「デモンストレーションとしてのスポーツ行事 [B]」を実施する場合は、会期前あるいは会期内に実施することとする。
- ・ 「正式競技」、「公開競技」については、都道府県対抗とする。

1) 「正式競技」

- a. 国内において広く普及した競技であり、競技性が高く、次のいずれかを満たす競技であること。

- ・ オリンピック大会、アジア大会等、国際的な総合スポーツ大会において実施されている競技

- ・ 我が国の伝統的な競技

- b. 本大会及び冬季大会をあわせて 40 競技以内とする。

2) 「公開競技」

- a. 日体協が定めた「公開競技・種目採用基準」に基づき選定する。

3) 「デモンストレーションとしてのスポーツ行事 [A]」

- a. 日体協加盟競技団体のうち、「正式競技」、「公開競技」以外の競技とする。

4) 「デモンストレーションとしてのスポーツ行事 [B]」

- a. 「デモンストレーションとしてのスポーツ行事实施基準」に基づき、開催都道府県が実施競技を選定することができる。ただし、上記 1)「正式競技」、2)「公開競技」、3)「デモンストレーションとしてのスポーツ行事 [A]」で実施する競技・種目とは重複しないこととする。

(6) 正式競技の実施形態

- ・ 「正式競技」は別に定める「正式競技実施基準（仮称）」に基づき「毎年実施競技（仮称）」及び「隔年実施競技（仮称）」とする。
 - * 「毎年実施競技（仮称）」は、「正式競技実施基準（仮称）」に基づき、日体協が選定する。（5 年毎に見直す）
 - * 「隔年実施競技（仮称）」は、「毎年実施競技（仮称）」を除いた競技の中から、日体協と開催都道府県が協議の上、選定する。

(7) 新規競技の採用

- ・ 今後、正式競技への新規採用については、「公開競技」として一定期間（回数）試行した後に、当該競技の実施状況などを精査した上で日体協において協議する。

3. 大会の開催時期

(1) 大会の会期

- ・ 9日間とし、開会式を土曜日、閉会式を日曜日を実施することについて検討する。

(2) 各競技会の開催時期

- ・ 施設の状況等によっては、開催都道府県と当該競技団体の協議により、会期前開催などの柔軟な対応で実施する。ただし、大会会期以外での実施競技数は概ね3競技程度とし、開会式前1か月以内に行うこととする。

4. 各競技の施設等

(1) 国体開催後の利用も視野に入れた競技施設基準の策定

- ・ 地域住民のイベント観戦や日常的なスポーツ活動（スポーツクラブ等）を念頭に置き、「使いやすく、見やすい」施設のガイドライン等の策定を検討する。
- ・ 特殊な用具や場所などを必要とする競技については、全国を視野に置きつつ1ブロック1施設を目指す。

(2) 開催地における実施競技に関する普及・啓発事業の展開

- ・ 大会開催期間中に、開催地住民や観客を対象とした普及・啓発事業を実施する。

5. 開催地の選定

(1) 立候補制の展開

- ・ 東、中、西の3地区の輪番制を原則とするが、開催を希望する都道府県による「立候補制」への展開も検討する。

(2) 広域開催

- ・ 大会は、同一都道府県内の施設で開催することを原則とするが、開催都道府県において当該競技会を行うための十分な施設・設備等の確保が困難な場合は、隣接する都道府県又は日体協が定めるブロック（地域区分）の範囲内において、複数の都道府県での施設を使用して開催できることとする。
- ・ 上記の隣接する都道府県又は日体協が定めるブロックの範囲外において、開催都道府県が施設使用を求める場合は、改めて日体協と協議することとする。

6. 大会名

大会の充実・活性化を図り、国民の注目・関心を一層高めるため、関係機関・団体等と十分協議を重ね、時代にふさわしい名称について検討していくこととする。

7. 参加資格

(1) 大会参加の年齢

- ・ 参加当該年4月1日現在14歳以上とすることについては、当該競技団体が日体協と調整の上、決定する。

(2) 種別の構成

- ・ 現行の4種別以内の範囲で競技団体独自の設定も可能とする。

(3) プロフェッショナル競技者の参加

- ・ 日体協が各競技団体の動向や都道府県の希望等を踏まえて、調整を行う。

8. 広報・マーケティング活動の展開

トップアスリートの参加、都道府県対抗という郷土性など「みるスポーツ」の対象として、国体のブランド的な価値を高揚する。

(1) 国体の広報

- ・ 国体の認知度高揚など広報活動をより積極化する。
- ・ 大会会長トロフィー獲得数の発表を行う。

(2) 競技日程の編成

- ・ 入場料徴収を念頭において、観戦好適時間を設定するなど競技日程の編成や運営について検討する。

(3) 競技観戦ツアーなどの企画

- ・ 競技観戦ツアーなどの企画、実施について検討する。

(4) 新しいメディアへの展開

- ・ インターネット等の新たなメディアの活用を図る。

(5) PR活動の実施

- ・ 定例記者会見、チーム・選手の競技成績など国体に関するPR活動の実施を検討する。
- ・ 前年開催都道府県より当該年開催都道府県への「炬火リレー」の実施を検討する。

9. その他

- (1) 監督に対する日体協公認スポーツ指導者の義務づけをする。
- (2) 競技者育成に係る JOC との連携を図る。
- (3) 審判員を中心とした競技役員の確保を図る。
- (4) 開催地内における交通機関の参加者負担などの大会運営に係る開催県の経費負担軽減を検討する。

10. 冬季大会

冬季大会の今後のありかたについては、冬季大会対応プロジェクトの提言を受けて別途検討を進める。

国民体育大会実施競技区分概念図

競技区分		所属	競技形式	会期	成績
正式競技 〔天皇杯・皇后杯 成績対象競技〕	毎年実施競技 (仮称)	日体協加盟	都道府県対抗	大会会期内	天皇杯・皇后杯 成績対象
	隔年実施競技 (仮称)				〔但し、隔年実施競技 については、当該大 会実施競技のみを対 象とする。〕
公開競技					開催都道府県 体協加盟・認定
デモンストレーションとしての スポーツ行事〔A〕 (仮称)					
デモンストレーションとしての スポーツ行事〔B〕 (仮称)					

[補足]

各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技(仮称)」の競技と、「隔年実施競技(仮称)」のうち、当該大会において実施した競技とする。